

財務省告示第三十六号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、平成二十年一月十五日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十年二月八日

財務大臣 額賀 福志郎

一 名称及び記号 利付国庫債券（二年）（第二百六

十四回）

二 発行の根拠 特別会計に関する法律（平成十

九年法律第二十三号）第四十六

条第一項、第四十七条及び附則

第七十六条第一項

三 振替法の適用 社債等の振替に関する法律（平

成十三年法律第七十五号）以下

「振替法」という。）の規定の適

用を受けるものとし、その振替

機関は日本銀行とする。

四 発行方法 価格を競争に付して行われる入

札（以下「価格競争入札」とい

う。）による発行（以下「価格競

争入札発行」という。）、「価格競

争入札と同時に行われる入札で

あつて、「価格競争入札において

定められた利率をその利率と

し、「価格競争入札において募入

の決定を受けた各申込みの応募

価格を募入額により加重平均し

て得られる価格をその発行価格

とするものによる発行（以下「非

競争入札発行」という。）及び価

格競争入札と同時に進行される入

十九 十八 十七 十六 十五 十四 十三 十二 口

払込期日 入札参加 者札所 元場金支 償還金額 償還期限 第二期利息 第二期利息 利率 競争入札 非競争入札 特別参入 加者格第 場者第 び特別参 び国債市 札発行及 非競争入

募 額 面 金 額 百 円 に つ き 百 円 三 厘

年〇・七パーセント
 平成二十年七月十五日を
 とし、次の算式により算
 出した
 金額を支払う。ただし、
 が銀行休業日に当たるとき
 は、
 その翌営業日に支払う。以
 下の
 次号及び第十五号において
 規定
 する期日について同じ。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.7}{100} \times \frac{1}{2}$$

毎一年一月十五日及び七月
 十五日
 を支払期とし、各支払期に
 属する
 て、その日以前六箇月に
 属す
 利子を支払う。

平成二十年一月十五日
 額面金額百円につき百円
 日本銀行

財務大臣から通知を受けた者

平成二十年一月十五日